

新型コロナウイルス感染症に関する

各種支援制度のご案内（多気町版）No. 1

町民、また事業者のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、さまざまな行動の自粛や取り組みにご協力をいただき、感謝申し上げます。

このたび、みなさまの生活などを応援するため、国や県の支援制度に加えて、多気町独自の取り組みを決定いたしました。

5月14日に緊急事態宣言の区域から三重県は除外されましたが、手洗いや咳エチケット、3密（密集、密接、密閉）の回避などを実践し、みなさまとともにこの緊急事態を乗り切っていこうと考えております。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



多気町長 久保行央

多気町独自の主な支援策はコチラ！

支援制度の名称	内容	問い合わせ先
水道基本料金の免除	みなさまの生活や経済活動を支援するため、水道基本料金を6月分からの4か月間、免除します。	役場上下水道課 ☎38-1115
保育園児へマスクの配布	保育園児への感染防止のため、園児一人につき子ども用マスク5枚を配布します。	役場健康福祉課 ☎38-1114
学校給食費の無料化	子育て世帯を支援するため、小中学校給食費を4月から6か月間、無料にします。	教育委員会教育課 ☎38-1121
「子育て応援セット」の配布	子育て世帯及び町内事業者支援のため、0～5歳児等に、町内で使用可能な商品券等をお渡しします。	役場健康福祉課 ☎38-1114
親元を離れて暮らす学生の支援	親元を離れ県外に居住する学生を支援するため、多気町の特産品を送ります。	役場農林商工課 ☎38-1117

お金（生活費や事業資金）に困っているとき

支援制度の名称	内容	問い合わせ先
特別定額給付金	基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳に記録されている方に対し、1人当たり10万円の給付を行います。 <u>※申請期限は、8月20日です</u>	役場企画調整課 ☎38-1124
子育て世帯への臨時特別給付金（子育て世帯向け）	児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別給付金（一時金）を支給します。	役場健康福祉課 ☎38-1114
緊急小口資金・総合支援資金（生活費）	休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。	多気町社会福祉協議会 ☎38-8090
三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金	三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）等に対して、県・市町が協調して協力金を交付します。	三重県雇用経済部内の休業要請相談窓口 ☎059-224-2335
持続化給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）	特に大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。	中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183
実質無利子・無担保融資（事業資金）	事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、無担保・無利子で融資を行います。	中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183
税・社会保険料等の猶予	生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、税金や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。 <問い合わせ先> ○国民年金保険料、厚生年金保険料等：松阪年金事務所☎51-5115 ○国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料：役場税務課☎38-1112 ○国税（所得税、法人税など）：名古屋国税局猶予相談センター☎052-968-5118 ○県税（事業税、自動車税など）：松阪県税事務所納税課☎50-0510 ○町税（住民税、固定資産税、軽自動車税など）：役場税務課☎38-1112	(内容欄へ記載)

かえ
帰ってきたら
て
手を洗おう
あ

各種支援制度のご案内（多気町版）No. 2

お金（生活費や事業資金）に困っているとき=続き=

支援制度の名称	内容	問い合わせ先
住居確保給付金（家賃）	休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。	多気町社会福祉協議会 ☎38-8091
生活困窮者自立相談支援事業	様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しています。	多気町社会福祉協議会 ☎38-8091
生活保護	現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。	役場健康福祉課 ☎38-1114

新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき

支援制度の名称	内容	問い合わせ先
傷病手当金	健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。	○社会保険：健康保険の保険者 ○国民健康保険：役場町民環境課☎38-1113
休業手当	会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。	三重労働局特別労働相談窓口 ☎059-226-2110
雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999

小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話が必要など

支援制度の名称	内容	問い合わせ先
小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）	小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません。）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主（労働基準法上の年次有給休暇を除く）に助成します。	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999

その他の相談窓口

支援制度の名称	内容	問い合わせ先
福祉総合相談「みんなの窓口」	町民一人一人の様々なお悩みに寄り添えるように、総合的な窓口を設置しています。	役場健康福祉課 ☎38-1114

このような症状がある人は...

つぎの症状がある場合は、かかりつけ医か帰国者・接触者相談センターへ**電話で相談**してください。

☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

*高齢者をはじめ、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉そく性肺疾患など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽

い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にもすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

○帰国者・接触者相談センター
（土日・祝日を含む毎日）
松阪保健所☎50-0531（9:00～21:00）
三重県救急医療情報センター
☎059-229-1199（21:00～翌9:00）

これらの支援策は、多気町独自の支援策のほか、「生活を支えるための支援のご案内（5月1日時点）」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>）を中心に、その他の支援も追加して作成しました。なお、これらの内容は5月15日時点のもので、今後、内容が変更になる場合があります。詳しくは、お問い合わせ先へご連絡ください。また、このほかにも各種団体が実施している支援策もあります。各種団体へお問い合わせください。